

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当） （06-6208-7855）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	都市再生推進法人の指定の取消し
概要	都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、一定の要件を満たしたまちづくり団体を地域のまちづくりを担う法人として市町村が指定した法人をいいます。 まちづくり団体は、市長から都市再生推進法人の指定を受けることができますが、下記の基準に抵触する場合は都市再生推進法人の指定を取り消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	都市再生特別措置法第121条第3項 大阪市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第7条第1項 （ http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000263881.html ）
処分基準	都市再生特別措置法第121条 第3項 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第百十八条第一項の規定による指定を取り消すことができる。 大阪市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱 第7条 市長は、法第121条第3項の規定により、推進法人が前条に規定する命令に違反したときは、第3条に規定する指定を取り消すことができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000276868.html
備考	